平成２７年（フ）第２８９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平200番地６
ツインステージＮ　Ｂ棟　102号室
債務者　田里加津江（旧姓新垣）
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５７６号
神戸市垂水区美山台２丁目６番17号、従前の住所埼玉県狭山市入間川２丁目26番10号　メゾン狭山401
債務者　岩井　仁司
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０４号
兵庫県三田市四ツ辻440番地
債務者　中西　永樹
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０６号
神戸市東灘区御影本町２丁目10番15―403号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―1704号
債務者　神影工業こと高田正信こと　金　　正信
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０７号
神戸市東灘区御影本町２丁目10番15―403号
債務者　高田　良子（旧姓福山）
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６８号
神戸市兵庫区駅南通４丁目１番607号
債務者　宮崎地どり専門店千家こと千原敏弘こと　千　　敏弘
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８７号
神戸市兵庫区荒田町３丁目16番12号
債務者　丸山電工舎こと　丸山　　茂
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１５号
神戸市兵庫区小河通２丁目１―25―301、住民票上の住所神戸市兵庫区中道通１丁目３番２―1002号　安川操方
債務者　大工美代子
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２７号
神戸市垂水区狩口台４丁目33番105号
債務者　木口　雅晴
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２８号
兵庫県三田市南が丘１丁目37番１―706号
債務者　前田　年夫
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３７号
神戸市須磨区北落合５丁目１番348―504号
債務者　澤崎　里美
１　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２１号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目26番18号
債務者　藤本　信博
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２２号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目26番18号
債務者　藤本　友子
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０６号
青森県八戸市南白山台３丁目16番７号　エヴァグリーンＡ202、前住所岩手県盛岡市門２丁目９番38号　リヴィエールＢ102号
債務者　吉田　　司
１　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
三重県鈴鹿市高岡町647番地の２　ネバーランドユミ201号、前住所三重県鈴鹿市自由ヶ丘３丁目４番11号
債務者　佐藤　剛久
１　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４８号
三重県津市中河原618　レオパレスサンマリン津209、住民票上の住所長野県安曇野市堀金烏川2222番地20
債務者　古幡かおる
１　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
津地方裁判所破産係